

社会資本整備審議会建築分科会 第21回官公庁施設部会

平成28年10月14日

【国土交通省】 定刻になりましたので、社会資本整備審議会建築分科会第21回官公庁施設部会を開会いたします。本日は、委員の皆様方にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。私、引き続き事務局をさせていただいております○○でございます。よろしくお願いいたします。

官公庁施設部会の定足数は3分の1以上となっておりますので、本日、定足数を満たしており、当部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、本日のご出席の委員及び当方側の職員の紹介につきましては、お手元の座席表及び委員名簿にかえさせていただきますと存じます。なお、今回から土地・建設産業局建設業課も参加させていただくこととしております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をいたします。お手元に配付資料一覧がございます。ご覧いただき、資料の確認をお願いいたします。もし途中で欠落等ございましたら、事務局までおっしゃっていただければと思います。

本日の議事録につきましては、委員の皆様方にご確認いただいた後に発言者の氏名を伏せた形で国土交通省ホームページに掲載することとしております。よろしくお願いいたします。

では、ただいまから議事に入りますので、報道関係の方々の撮影はここまででよろしくお願いいたします。

それでは、以後の議事進行は○○部会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、早速、議事を進めたいと思います。議事次第2の官公庁施設整備における発注者のあり方についてです。前回、8月4日の当部会では論点案のうち、公共建築工事の特徴を踏まえた発注者の役割についてご意見をいただきました。本日の部会では、前回のご意見を含めて、もう一つの論点である発注者が役割を適切に果たすための方策（案）と答申の骨子（素案）についてご意見をいただきたいと思います。これは別々に議論したいと思います。初めに発注者が役割を適切に果たすための方策（案）について、事務局からご説明をお願いします。

【国土交通省】 それでは、資料2をご覧ください。発注者が役割を適切に果たすための方策（案）でございます。表紙の裏の1ページをお願いいたします。前回の部会でのご議論を踏まえまして、公共建築工事の発注者の状況とその状況を踏まえた方策について検討いたしました。水色の破線のところに記載しておりますように、改正品確法等において発注者の責務が明確化されております。公共建築工事の発注者の状況を見ますと、公共建築工事の発注者の役割はこれまで明確に取りまとめられていなかったため、それぞれの発注者に理解され、共通認識とされることが困難な状況であったこと。また、国・都道府県・市町村のさまざまな組織に置かれ、体制や技術者の配置は多様な状況であり、発注や事業の実施に当たって、それぞれの発注者によって異なる運用がなされている状況にあると考えられます。

一方、公共建築工事の状況を見ますと、よりきめ細やかな対応が求められていることや改修などの割合が増加するなど工事の内容が複雑化・多様化しており、また、このような状況は発注者の組織を問わず、すなわち国・都道府県・市町村、いずれにおいても概ね同様であると考えられます。下の赤い線のところに記載しておりますように、そのような状況下でも多様な発注者それぞれに対して発注等を適切に実施することが求められるため、発注者の役割を十分に果たすことが困難な状況となっている事例が増えているのではないかと考えております。

次の2ページをご覧ください。発注者が役割を適切に果たすための方策（案）について、この方策①と②の2点を示しております。方策①につきましては、発注者が果たすべき役割を発注者が自覚し、発注者の共通認識とすることでございます。方策①に関する当面実施すべき施策として、方策と同様でございますけれども、役割の自覚と認識の共有化としており、今回の答申として取りまとめをお願いしております発注者の役割に関する基本的な考え方を共有化することや発注者にわかりやすいよう、必要に応じて解説や事例も付加するといった取り組みを考えております。

方策②は発注者間の協力・連携を強化することでございます。当面実施すべき施策として技術基準等の活用に関する連携の強化など4点を挙げております。1点目につきましては、技術基準について答申を踏まえた総点検を行い、必要に応じ、改定すること。改定時には、その概要や改定ポイントを明示すること。解説やFAQの共有化を図ること。これらを具体的取り組みとして考えております。2点目の発注者の業務内容に関する理解の促

進につきましては、発注や事業を実施するために発注者が必要とする情報、優良事例や不適切事例、事前調査などの事業の各段階で発注者が把握すべき情報などについて共有化を図ること。

3点目の人材育成に関する連携の強化につきましては、研修等の情報、これは主に国や都道府県で実施している営繕関係の研修を想定しており、その共有化を図ること。4点目の個別事業の実施に対する支援環境の醸成につきましては、対象は外部の支援を必要とする発注者を主に想定しており、具体的な取り組みは発注者が相談しやすい環境整備を国と都道府県で協力・連携して行い、また、寄せられる相談に対しては発注者の役割を踏まえた適切な対応を継続すること。公共建築工事業の発注者が行うことが可能と思われる外部機関に関する情報の共有化を図ること。それらの外部機関が発注者の役割を踏まえた適切な対応を行うための環境整備を進めること。以上のような公共建築工事業の発注者の状況を踏まえた方策、当面実施すべき施策を考えております。これらについて本日、ご審議をお願いいたします。

なお、これらについては後ほど説明いたします資料3の答申骨子（素案）と対応した内容となっておりますが、本日のご審議を踏まえて答申本文の検討に反映していきたいと考えております。

参考といたしまして、関連する現状の取り組みを何点か説明いたします。3ページをお願いいたします。主に事業の実施に関係する官庁営繕の技術基準でございます。参考資料や事例集などを作成しているものには赤字で注釈をつけております。

次の4ページをお願いいたします。国と地方公共団体の営繕部局の連携の取り組みの例でございます。全国営繕主管課長会議、これは都道府県・政令市の営繕部局と国土交通省官庁営繕部で構成しており、答申を取りまとめたいただいた以降もこの会議を活用して国・都道府県などで協力・連携して答申を踏まえた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最近の主な取り組みの例の1点目、発注者支援業務事例集の概要を次の5ページにまとめております。これまで外部委託した事例などをもとに発注者支援の業務内容と対応可能な外部機関の例をまとめたものでございます。調査・企画、設計、工事の各段階に応じた支援業務内容やその受注者として考えられる外部機関を例示しております。発注者支援機関は表の下に記載しているような機関を想定しております。

資料の説明は以上でございます。

【部会長】 方策①、②は、それでいいのですけれども、③として、受発注者間の技術対話の促進があってもいいのではないかと思います。技術に携わられている皆さんだったらおわかりだと思うのですが、いいものをつくるにはやはり発注者と受注者が技術的に対等な関係で対話ができないと、いいものができないと思います。

例えば、設計条件を設定するにしても、発注者側がそのことがよくわかっていないと、適切な設計条件を設定できないと思います。やはり受発注者間の対等な技術対話というものが促進されるようなことというのが非常に大事で、それが実は一番後ろの参考にある発注者支援につながるのだらうと思います。要はCMなどを活用することによって結果的にトータルとして質やコストのバランスがとれた建物が完成していくということになるかと思うので、私としては方策③があってもいいかなと思うのですけれども、皆さんのご意見をちょうだいできれば。

【委員】 難しい文言が並んでいて、結局、効果があるのかというところがやっぱり一番気になるところです。非常に発注量の多い大規模な組織、それから、年中、10件、20件発注するような組織はこういうことを少しやるだけでもどんどん風通しがよくなると思うのですけれども、地方公共団体等のわりと少ない技術集団が、一步踏み出して新しいことをやらなくてはいけない場合もあります。例えば、コンバージョンしてスーパーマーケットを市庁舎にする。そういう特殊だけれども、いい取り組みを地方でやってもらわないと、これから地方は回っていかないという組織が一番困っているのに、これで応えられるのでしょうかというふうに見るとどうでしょうか。

突如、手法が知られていない、東京でも実施していないようなことを地方でやらなくてはいけない、一步踏み出して決断をしてからどんなハードルがあるのかわからないわけですね。決断をして、こういう方向で検討しましょうという場合も企画の段階からサポートしつつ、スーパーマーケットを市役所にする費用はどこにも載ってなさそうな話になると思うのですが、そういう組織にはどう対応するのかということと、ある程度能力があり、組織の規模があるところにどう対応するのかということ、やることは一緒に構わないのですけれども、分けて頭の整理をしたいなと思うのですが。

【部会長】 今のお話は最後の発注者支援にもつながりますかね。

【委員】 はい。ダイレクトにつながると思うのですが。

【委員】 これが例えば地方に行くと受注者も少ないわけですね。一級建築事務所が少ない。一級建築士は、その町の役所にしかないという地方自治体もあると思うのです

けれども、例えばそういうところこそ、こういう支援で底上げできますというのが明確になっている方がよいと思います。せっかく取り組むのであれば、今日出していただいた資料ではこういうことをやりますというのは、ぼやっとしかわかりませんが、正しく前に進んでいくというのはわかるのですが、本当に困っているところもピンポイントでこういうことを助ける仕組みになっていますと言えるとよいと考えます。

【部会長】 方策②の一番下の個別事業の実施に対する支援環境の醸成がそれに当たるのでしょうか。協力・連携を強化することというタイトルと一番下はちょっと合わないですね。一番下は個別の方策でもいいくらいですよ。

【委員】 そうですね。

【部会長】 単独の独立した方策③で支援環境の醸成というか、支援でもいいと思うのですけれども、要は支援が大事だというようなことも方策③でも言っているのかもしれないですね。その支援というのが技術対話と実はリンクしていると思うのですけれども、支援することは実は技術対話を促進するツールにもなるということにもつながるので、一番下は別に切り分けておいた方がいいかもしれないですね。

【国土交通省】 ②の一番下に位置づけている考えといたしましては、この支援環境の醸成自体を、〇〇先生がおっしゃったような地方公共団体はなかなか国だと実感がわからない部分もございますので、都道府県や政令市の主管課長会議などの枠組み等を使って、連携して環境の醸成をしていこうという意図で、この②の中に入れていたという考えではございますけれども、〇〇先生がおっしゃってくださったようなことも含めて考えていきたいと思っております。

【部会長】 ここは土地・建設産業局でやられていることとも関係するのではないですか。

【国土交通省】 土地・建設産業局の事業で公共建築のいろいろな発注に関して、経験が少ない自治体に、予算を確保し、専門のコンサルタントを1年間派遣して、最適な発注形態を選び、プロジェクトの入り口まで支援する事業をやっておりまして、年間5件ぐらいのプロジェクトなのですが、その中にいろいろな地域の課題、例えば今先生がおっしゃったように集約化したいですとか、1回入札不調となったのだけれどもう1回、適切なサイズでやり直したい等、職員はそもそも経験が少ないという問題がある中で、それを専門会社がお手伝いすることもやっていまして、そういう裾野を少しずつ広げていくことによって自治体の発注体制が手薄な中でもうまく民間の知恵とノウハウを使った公共建

築のお手伝いをやっています。

【部会長】     パイロット事業的にやっているの、結果的には目的は同じですので、ことリンクできたらいいと思います。

【委員】     今のことに関連して、私の問題意識なのですが、〇〇先生が発言されたこともかかわるかもしれません。発注がしっかりしている場合でも、特に地方の問題なんですけれども、その地方で指名入札に手を挙げているような設計事務所、ゼネコンというのは限られています。そのような地方ではその職員が勤務している間に1回しかないようなプロジェクトが結構あるんですね。例えば、総合体育館などがそうで、そうすると、施工するのは東京のゼネコンではなく、地方のゼネコンで、そのゼネコンにも経験がない、設計者にも経験がないという組み合わせが起きがちです。だから、発注側がよりしっかりしなくてはいけないというのがあるのですけれども、受ける側のレベルも、もう少し底上げするというのと組み合わせないといけません。

結局はしっかり発注できましたといっても、地方の工務店、ゼネコン、設計者は経験が少ないため、きちんとした設計に、あるいは施工になっていかないという可能性も少しあるものですから、発注がしっかりするというのはやはりいい設計者、施工者が必要で周辺の環境が整っているところには、より効果が高まるのですけれども、地方だと、そちらも整わない状況でやらなくてはいけないという、もう少し違うことを考えるのか、発注方式はなかなか変えられないと思うんですね。手を挙げていない、公共発注に手を挙げていないところを急に指名するというのは難しいのかもしれませんが、その辺はどうお考えでしょうか。

具体的に言うと、地震被害の調査に行くと学校の体育館というのは、その町では大きな建物であり、しかも、鉄骨造という経験の少ないものですので、被害が生じた体育館を見ると鉄骨の設計も施工も経験が少ないと思われる事例が被害を受けていて、どこかに詰めが不十分なところがあって被害が生じているんですけれども、このように発注がしっかりするだけじゃなくて、もう少し広げてみんなの技術レベルもその地域で上げるようなこととセットじゃないと、いいものがなかなかできないかなというところを少し気にしているんですけれども。

【国土交通省】     そこはまさにおっしゃるとおりだと思っています。私たちの目標は公共建築物を質のいいものにしていくということであり、今回はその1つの切り口として、そのうち発注者は本来どうしないといけないかということを中心に議論していただきたい

と考えているわけです。ただ、それだけでは不十分ではないかというのはまさにそのとおりなので、もう少し〇〇先生のご発言になったようなことは関連することとしてどこかに記載できればと思います。

私たち自身も、各地域で建物を整備するときに地元のゼネコンさんとか設計事務所さんの技術の継承が難しくなっているという問題意識も持っております。

私たちがまず考えているのは、情報をできるだけ共有して、他の発注者のよい事例を参考にできるようにするという事です。例えば、1つの事例として、資料2の4ページに建築コスト情報システムというのがありまして、これは工事費だけに特化した情報なのですけれども、全国の都道府県等それぞれから情報を出していただきますが、その中でどのぐらいの工事費がかかったかという情報をデータベースにしています。そこで参考事例を探することができます。そういうシステムは持っておりますけれども、それをさらにもっと生の情報が交換できるようにするとか、そういう改善も考えていく必要があると思います。

技術レベルの問題について言えば、いろいろな技術基準を整備しておりますけれども、例えばこの基準をそのままデフォルトで使うと公共建築に必要なレベルのものはできるということになれば、他の発注者にもお役に立てます。そういう面で標準詳細図を準備しています。いずれにしても、先生がおっしゃったように、そういうものの存在を知らない発注者も設計者も施工者もおられるので、まずは情報をどれだけみんなで共有できるかということについて考えていきたいと思っております。

**【委員】** 大規模自治体から小規模自治体まで多様であり、専門家・技術者も十分に配置されているところ、あるいは、経験の多い職員は少ないところ、様々です。都道府県や政令市等は専門情報に問題はないと思いますが、専門技術者の少ない自治体に、必要な情報が必要とする時に行き渡る工夫が必要だと考えます。

**【国土交通省】** これは発信する側の問題もあるかもしれません。今のところは、昔に比べればインターネットもできているし、ホームページにもできるだけわかりやすく情報を出そうとしております。また、公共建築相談窓口というものも機能してきまして、市町村から4分の1ぐらい直接に質問をいただけるようになりました。政令市、都道府県という組織がありますから、それまでは、私たちもそこを経由して、そこから情報を出してもらうというふうにしていました。市町村から、直接相談がされるのであれば、そのような対応でもいいかなと思ってやっております。

ただし、例えば、基本的に官庁営繕部というのは、営繕業務だけを基本にやる組織です。

市町村のように組織が小さくなっていくと、営繕以外のあらゆることをたくさんやらないといけないから、ご担当の方も営繕分野についてだけ関心を持つこともできない。何かあったときに調べようと思っても、そのために1週間ぐらい勉強するというにはならない。そういう方々がどうすれば入り口から入ってきて、どうすれば簡単にわかるのかというようなことを考えていかないといけないと思っています。私たち自身も、より簡単なガイドラインというようなものをつくろうとしております。しかしガイドラインを見ても難しい部分もあるかもしれない。そこは現場の方に直接お話を聞いて、どういうふうにすればいいのかということについて、まさに対話をしながら工夫していきたいと思っていますところではあります。

**【委員】** 対話するような組織は具体的にはつくったり、存在していたりするんですか。例えば民間向けには省エネ法を大改正して新法に移ったときに、省エネ法対応の電話窓口みたいなものをつくって、いろいろな知恵を絞って電話で対応するというのをやっていたりしますけれども、このように1対1対応で情報、経験を持った人がアドバイスするというのが1クッション入るだけで全然違ってくると思いますが、何かそういうたぐいのことがあると本当はいいのではないかと思いました。

**【国土交通省】** 今のところは各整備局や営繕事務所に窓口を開いています。専任ではなくどの職員でも対応するのですが、そこに1回相談していただくと、そこから情報や経験を有する部門までつなげていくことをやっています。窓口を知っていただくということがまずポイントなのですけれども、市町村の方からすれば、国の組織には直接連絡しにくいだろうと思うので、そこをいかに連絡しやすくすることが大切です。あらゆるチャンネルを通じて、相談窓口のPRをしています。一度窓口に入っていただくとその後の技術支援などの展開はできるのではないかと考えています。

**【部会長】** 今の話題にも関連するのですが、例えば、共有化、自覚し、共通認識をすることは当然役割を適切に果たすための方策なのなのですが、共有化するための具体的方策を提言として入れた方が良いでしょう。気がします。

今言われていたようなことが全部そのままここに書いてあればよいと思います。これだとちょっと抽象的なので、委員の先生方は、具体的にどうするんだろうと感ずるのではないのでしょうか。理念としてはわかるのだけれども、ちょっと理念に近い形かもしれないと考えます。もう少し共有化するための方策として、相談窓口があるのだということを発信したりとか、何か工夫があるのかもしれない。それを少し入れた方がいいのかもしれない

ですね。

【国土交通省】 方策については、まだ議論が深まっていなくて、タイトルというか、看板だけになっています。今からそこにコンテンツを入れたり、表現を深めていきたいと思えます。

【部会長】 方策②の方も同じだと思うんですね。温度差があるというか、能力差があるという、だから、地方で本当に技術者の少ない発注者の建築の経験が少ない方と共有化といっても、なかなか理解が深まらないというのものもあるかもしれない。そういうことも意識して書いていただいた方がいいかもしれないですね。

【国土交通省】 わかりました。

【部会長】 それでは、次に答申の骨子について事務局の方からご説明をお願いします。

【国土交通省】 資料3をご覧ください。本日、ご審議をお願いしたい事項の2つ目でございます。答申骨子(素案)について、説明いたします。表紙の目次をごらんください。II. 公共建築工事における発注者の役割については、前回の部会でご審議いただいた公共建築工事の特徴とその特徴を踏まえた役割について整理したのとなっております。III. 発注者が役割を適切に果たすための方策、同じくIV. 当面実施すべき施策につきましては、現時点では資料2に対応した内容となっておりますが、先ほど委員の皆様からいただいたご意見も踏まえまして、答申本文の素案に反映していきたいと考えております。

目次の裏の1ページをお願いいたします。I. はじめには、○の1つ目に品確法などの改正、○の2つ目に基礎ぐい工事問題に関する対策委員会などの経緯を記載しております。3つ目の○以降に公共建築の分野における発注者のこれまでの取り組みを記載しております。4つ目の○の下から3行目に課題を記載しております、一部の発注者において品確法などの趣旨とは異なる運用がなされている事例や発注者が果たすべき役割が適切に果たされていない事例なども見受けられるということでございます。その要因を一番下の○に記載しております。これまで公共建築工事の特徴を踏まえた役割が取りまとめられていなかったこと、そのためにそれぞれの発注者が自らの役割を理解し、発注者の共通認識とすることが困難であったこと、発注者の体制などが多様であり、それに応じた具体的な方策が示されていないことなどでございます。

このようなことから、2ページ目の1つ目の○に今回の答申において公共建築工事の一連の事業プロセスを念頭に、品確法などを踏まえた発注者共通の役割の全体像を明らかにするとともに、その役割を適切に果たすための方策を取りまとめるということを記載して

おります。2つ目の○には諮問のタイトルである官公庁施設整備を公共建築工事の置きかえる旨を記載しております。Ⅱ. 公共建築工事の発注者の役割、この章の全体が、発注者が十分に理解し、発注者の共通認識とする必要があると考えられる役割を取りまとめる部分となっております。冒頭の2つの○に公共土木工事や民間建築工事と対比した公共建築工事固有の特徴を踏まえた発注者が果たすべき役割を明らかにすること。調査・企画から工事までの発注者が果たすべき役割を示すことについて記載しております。

まず、1. 公共建築工事の特徴では、下から2つ目の○に記載しておりますように、公共建築工事の特徴とそれを踏まえた発注者が果たすべき役割を5つ挙げております。1)は民間建築工事、2)から5)はそれぞれ公共土木工事と対比される特徴となっております。この1)から5)までの5つの特徴は、前回の部会でお示ししたのですが、役割として追加したものが2点ございます。1点目は3ページの1行目からの内容でございまして、公共の予算制度上、設計の発注前に建築物の規模や予算、工程などの大枠が決定される場合が多いことを踏まえ、調査・企画段階で事業部局の要求、その他の諸条件を可能な限り精査・総合調整するという役割を追加しております。

なお、民間の場合は設計の過程で規模や予算などが決まっていく場合が多いようでございます。

追加した役割の2点目は、5)の1つ目の・でございます。公共の政策などについて可能な限り精査・総合調整した上で過不足なく設計者に提示する役割を追加しております。これは土木と対比した特徴の中でも民間と比べた公共の課題についてできるだけわかるようにした方がよいという委員のご意見を踏まえたものでございます。3ページの下の2. 公共建築工事における発注者の役割につきましては、一般事項と調査・企画、設計、工事の各段階における役割に整理して示しております。

時間にも限りがございますので、前回部会などで委員の皆様からいただいたご意見を踏まえたものを中心に説明させていただきます。(1)の一般事項でございます。まず、4ページの1行目に設計業務の発注条件とは建築物に求める要求その他の諸条件であることを示しており、4行目の設計段階のところで発注者が設計者に提示をするとしております。これは建築士法に基づく告示を踏まえた記載としております。

この4ページの1つ目の○には、発注者は最終的な決定権を有していること。2つ目の○の5行目に設計者が善管注意義務を尽くして設計図書に盛り込めなかった内容は工事が実施されないこと。3つ目の○の3行目以降に諸条件について、相互矛盾がないように精

査・総合調整する必要があること。4つ目の○に諸条件に相互矛盾があった場合、優先順位を判断すること。また、要求等で反映できないものは、当該関係者の理解を得ること。一番下の○の2行目にメンテナンス性への配慮。このように次の5ページの4つ目の○まで続きますけれども、これらを発注者の役割の一般事項としております。

続きまして、5ページ中段の(2)各段階における役割、1)の調査・企画段階の役割でございます。一番下の○に工事費や設計費、解体費用や処分費、その他必要となる費用を適切に確保すること。次の6ページの2行目でございます。特に調査・企画段階で事業部局の要求を精査・総合調整しておくこと。同じく4行目の1つ目の○に建築物の企画について公共施設等総合管理計画などの上位計画との整合性を図ること。その2行下の「また」以下のところに、事業形態によっては事業部局以外の事業者との調整を行う必要があること。このようなことを示しております。

次に設計段階の役割でございます。この6ページの下から2つ目の○に、事前調査の内容について必要と認められる場合は、追加調査や試験などを行うことを示しています。これについては工事段階でも同様の記載を盛り込んでおります。

7ページをお願いいたします。3)の工事段階での役割でございます。工事段階の上から5つ目の○に事前調査が不十分であることや要求などの追加による設計変更は可能な限り避けなければならないこと。その下の○に解体工事や改修工事における撤去作業は関係法令に基づき適切に工事を行うことや解体や処分に必要な費用を工事の予定価格に反映すること。7ページの一番下の○には、追加調査や試験などの実施に関して設計段階と同様の内容を盛り込んでおります。

8ページをお願いいたします。1つ目の○に施工条件と現場が一致しない場合、これは先ほど触れましたように、このようなことはできる限り避けなければならないことは7ページに記載しておりますけれども、必要な場合には適切に契約変更を行う必要があり、特に改修工事では既存の部位などに関する情報を事前に確定できない場合があることに留意が必要であること。2つ目の○に建築物を事業部局に引き渡す際、災害時も含めた使い方、維持管理に関する情報、完成図や設計図書の保管方法などについて適切に伝達を行うこと。以上の役割を工事段階の発注者の役割としております。

(3)の品確法などとの関係ということで、品確法、入契法、契約書に規定されている発注者の責務のうち、ここには盛り込んでいない内容、例えば、発注方式や入札契約手続に係る具体の運用などがございますが、これらは具体の運用が変わっても、この答申がい

つまでも陳腐化しないよう、このような形で包括的に記載しているものでございます。また、資料の説明については割愛いたしますが、配付資料の参考3のように答申の参考資料、あるいは、解説資料として品確法などの主な規定を抜粋して添付してはどうかと考えております。

8ページ中段から10ページまでのこのⅢ.発注者が役割を適切に果たすための方策とⅣ.当面実施すべき施策については、先ほど説明いたしました資料2に対応した内容となっており、説明は割愛いたしますが、この部分につきましても改めてご意見等がありましたら、ご議論いただきたくお願いいたします。

11ページをお願いいたします。Ⅴ.おわりにの1つ目の○で、今回、取りまとめをお願いしている公共建築工事の発注者の役割については、民間建築工事の発注者にも参考になることや民間への波及も期待することを委員のご意見を踏まえまして記載しております。一番下の○には、公共建築工事は全国の発注者において今後も継続して行われることから、本答申を踏まえた取り組みを継続する必要があるということに記載しております。

答申骨子（素案）は以上でございますが、続いて参考2、A3の1枚紙、カラーの表の資料をご覧ください。これは前回の部会でのご指摘を踏まえまして、発注条件の具体例について地方整備局で実施した官庁営繕事業のある事例から主な内容を抜粋したものでございます。この事業は既存庁舎を耐震改修するとともに、既存庁舎の敷地内に増築するというものです。

青色の行の（1）当該事業の固有条件、前提条件では、施設要件として既存増築庁舎の規模、構造、執務しながらの改修工事であることといった内容。工事費、工事工期、そして敷地や地盤の条件として測量やボーリング調査結果、また、既存庁舎の耐震診断結果などがございます。青色の行の（2）については、発注者として設定する性能となっております。この例では、事業の目標や重点整備項目として、この事業において重視する内容を設定しております。また、整備水準について社会性、環境保全性などの観点から設定しております。青色の行の（3）については、設計者の選定に当たって技術提案、いわゆるプロポーザルを求めておりまして、受注者の技術提案の中から施設整備に反映させる内容を設計業務の条件として発注者が設定しているものでございます。

先ほどの答申骨子（素案）において、要求や諸条件に相互矛盾がないように精査・総合調整するといった役割を示しておりますが、この表に黒い矢印をつけているものは、諸条件の中で対応の方法によっては相互矛盾するものとなっております。例えば、矢印の例1

では、工事費と整備水準や技術提案とが相互矛盾することを表しております。整備水準を上げれば工事費が増大する場合があることや技術提案によっては工事費が増大する提案内容もございます。発注者がこれらを総合調整し、設計業務の発注条件を設定する役割があるということでございます。また、この事業の場合は耐震改修ということで、矢印の例3で示している赤字の一番上の組織改編等に柔軟に対応できる平面とすることや3番目の執務環境、動線等の機能、その下の景観への配慮。これは増築庁舎の外観はもちろんですが、既存庁舎についても内部の補強を減らして外側で耐震補強を行う場合は景観に影響する場合がありますということでございます。

また、赤字の一番下のフレキシビリティ、これらは対応の方法によっては、耐震性能の確保と相互矛盾する内容となっております。このケースでは、耐震性能を確保することが最優先となりますので、それを前提にフレキシビリティなどについてどのレベルまで確保するのかを発注者が判断する必要があるということでございます。発注条件に関する民間と公共の違いにつきましては、民間の場合は一般に発注者によってまちまちであり、また、建物用途や投資事業なのか、自社利用なのかの事業目的、事業の規模などによってもまちまちであるということですが、民間の場合はこの具体的な要求性能や整備水準、概算工事費や事業の工程について発注者から概略は示されるものの、設計の過程で設計者の提案を受けて決定される場合が多いということでございます。また、業務内容、業務範囲、成果物のリストなどは、民間では契約当初に受発注者が協議して決まる場合が多いということでございます。これらについては、公共の場合は契約時点で業務仕様書に記載されているという違いがございます。

資料の説明は以上でございます。どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【部会長】** それでは、ただいまのご説明に関してご意見、ご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

**【委員】** この答申が出て何か大きな影響があるのか、何かすごく変わるところがあるかどうかという観点からはどうでしょうか。今まであまりはっきりしなかった、文書化されていなかったような役割とか、そのための方策が文章になった、という点が、答申の一番大きなところという理解でよろしいのですか。

**【国土交通省】** それが1つと、それと、そういうことを踏まえると、本来、発注者にはこのような役割があるから、そこについては発注者間で協力して、それが果たせるようにするという点もあります。

【委員】 基礎ぐい工事の問題であるとか発注者側にも係る問題もありますけれども、どういった発注者に影響を与えるような答申ですか。

【国土交通省】 少なくとも私どもは施設整備を専門とする集団なので、そこは何か暗黙知としてやっていたのですけれども、そもそも私たち自身も本来、発注者というのはどこまで何をやらないといけないかということを確認にできなくなってきました。このままでは国土交通省も責任を果たせなくなるのではないかという大きな問題意識があるんです。

私たちも発注者の役割をしっかり自覚していなければ、基礎ぐい工事問題と同じようなことが起こり得ると思っております、発注者の役割をまず自覚しないといけないという問題意識は持っています。ということなので、ほかの発注者の方々についてというよりも、少なくとも私たち自身がこういうことをまとめないと、将来、非常に大きな問題を引き起こしかねない。非常に緊張感を持って今まとめた方がいいのではないかということでございます。

【委員】 他の発注者と連携して何かやるということは、かなり無理かもしれませんが、何かそういう感じがでる答申になるといいと思います。

【国土交通省】 そこは無理ということではなくて、先ほども少しご説明いたしましたけれども、全国営繕担当主管課長会議という会議があって、これは数十年行っておりまして、そこで発注者に共通するテーマを見つけて、検討してとりまとめたりしています。発注者間での連携はずっと継続していく必要があると思いますし、そういう私たちの問題意識を少なくとも主管課長会議の構成員の方にはお伝えしたいと思っております。

【委員】 質問が2点ございます。1点目は「公共」という用語につきまして、答申骨子（素案）の2ページ、一番下の1）のところに「公共が主体的に行う事業であること」とございます。まず、公共という用語をこのように使うこと自体に若干の違和感がございます。そして、この答申の射程範囲といえますか、名宛人として何を想定しているのかということなのですが、国、地方公共団体、あと独立行政法人など、そこまでであるとしますと、それを表す用語として、例えば、行政とか公的主体とか、別の用語を使うこともありうるのではないかと思います。

もう1点は、この前の段階で議論がございましたけれども、特に小規模市町村における発注者、受注者の能力に鑑みて、情報の共有の点をはじめとして問題を認識しているということだろうと思います。ただ、答申を読みますと、そこは恐らくあえて書いていないの

だろうとは思いますが、答申からは、9ページの最初の○のところで、工事の内容が複雑化・多様化している、改修・改築工事は増加しているというのと、その後の一体的な整備が求められることもありという、ここくらいしか読み取れませんでした。確かに、小規模市町村においてもそれぞれのやり方があるので踏み込まないということはわかるのですが、〇〇委員の問題提起とも共通するかもしれないのですけれども、何を問題として、何を訴えようとしているのか、なかなか伝わってこないおそれがあるかとも思いました。

【国土交通省】 1点目ですけれども、公共という言葉が適切な言葉ではないとすれば、そこは改めていきたいと思います。私たちは、通常、民間建築とか公共建築という用語を使っています。そこはより正確に定義した方がよいか検討します。少し迷いながらこの用語を用いたのは、実は税金を使うということだけで分けると、民間事業であっても何らかの公的補助が入っていたりするものもあります。基本は税金を使うということだけれども、公的なセクターが自ら発注するというふうに整理しました。そこは少し表現を迷っております。ご指導賜ればと思っております。

2つ目の地方公共団体、他の発注者に関することが曖昧に書かれているということについては、これは官庁営繕部の所掌事務が、直轄の国の営繕工事に関することということであって、地方公共団体のことに関して言えば、それは自治事務なので、そもそも官庁営繕部の所掌ではないということになります。そこはあまり具体的には書けないということでもあります。ただ、これに関して参考資料となるアンケート調査を実施したりとか、そういうことはやっていますので、そこは参考資料として掲載をしようと思っております。本文にどこまで書けるかということに関しては、少なくとも私たち事務方の立場からすると少し書きにくいのですけれども、先生方からのご意見がありましたら、それはしっかり反映していきたいと思っております。

【国土交通省】 1点目については、前回の資料で、国と自治体までを射程範囲に置いているということで、独法は入っていないということでございます。法令的な意味も含めて書き方をどう書いたらいいか、事業部局という用語についても注釈をつけているように、そこはまずどこを念頭に置いているかわかりやすく書ける用語があれば、また先生をはじめ、皆さん方のご意見を聞いてまとめることになろうかと思えます。

【委員】 我々、古い建物の改修をすることが多いのですけれども、そのときに事前に調査はあっても、やはり追加的に試験が必要だったりとか、解体していく過程で新しいことがわかったりということがあるので、6ページ、7ページに、追加調査や試験等を行う

必要があるというふうに位置づけていただいたのは大変ありがたいです。正確に構造物の性能を把握することで、場合によっては補強を減らせることもあるのですが、構造の実験などは予算的に位置づけが難しい場合もあります。

きちんと位置づけられていないために、大変困ったこともありますので、こういうふうに位置づけていただけると、大変助かる方も多いのではないかと思う一方で、答申はどうしても新築を念頭に置いておられるという印象を少し持ちました。そのため、既存の建物の調査や試験の位置づけが難しかったのではないかなと思います。地盤情報等という地盤のところに入れていただいておりますが、これからは改修も増えていくので、既存建物の調査とか、その性能を試験するという表現をどこかに位置づけられると良いのではないかと思います。今の書きぶりでももちろんいいのですけれども、改修を視野に入れているという表現を入れていただくと、より適切かなというふうに思いました。

【国土交通省】 今のご意見は非常に貴重なご意見だと思っています。その少し前に〇〇委員からお話があったのですが、答申にどのような意味があるのかということに関して言うと、これまで発注者の役割について明示的なものがなかったので、今、〇〇先生がおっしゃったように、「この答申にこうやって書いてあるでしょう、だから、これは必要なことだ」というように何か取っかかりになればという思いもあります。

それから、今後はストックの有効活用ということであって、もう掛け声ではなくて現実論として既存の建物をいかに使うかということが、私どもにとっても本当に大きなテーマになっています。むしろ、新築というよりもそちらの方が今後ウエイトが大きくなると思います。そういうことも踏まえて、この答申はとりまとめないとならないのではないかと思います。新築にも改修にも通用するように、むしろ記述を充実していくべきだと思っています。

【委員】 今の〇〇先生とのやりとり、私も同じ意見で、一読してやはりこれからの時代、改修が増えるだろうから、何か新築の中の枝で時々改修とか既存の調査が出ているというよりは、「新築はこうだよねと。加えて改修工事において、こういうことをちゃんと徹底しましょう」というのが前面に出た方が読みやすいし、わかりやすい。

【国土交通省】 わかりました。

【委員】 そういう意味で言うと、アスベストなどの話で既存建物調査ってすごく大事だと思うのですが、何かそういうのが調査・企画段階で明確に、改修工事であればとにかく既存建物の調査をきちんとしましょうみたいなことがあって、途中で追加調査とか改修

工事の解体のことも書いているのですけれども、それも改修工事のときにはこういうことにしましょうって、何か別にした方がはっきりするかなと思います。仕様書も別になっているものですし。全く〇〇先生の意見に賛成で、ぜひ、むしろもっと分けていただきたいと思うところです。

【国土交通省】 わかりました。

【委員】 もう1点は、そういう意味で言うと、改修も増えるということですが、「発注者は」という言葉がスタートで入っている箇所がすごく多いのですけれども、公共工事が公共工事単独で、自分たちの責任で進められるという単独発注の前提のように思われるのですけれども、複合化するのではないのかというのも前回の別のご説明の中に少し出てきたのですが、それも今後新しいことですよね。おそらく慣れない複数の発注者が共同して設計していかななくてはいけないとかいうところで、仕様書とかルールはいろいろ共通化できるでしょうけれども、そのときにコミュニケーションをきちんととるとか、その調整を図るということについて、複合化する場合には、そういうことへも配慮が必要なのではないかという、今後の新しいことにもつながるような一言、二言が入るといいかなと思いました。

【国土交通省】 6ページの1つ目の〇の5行目に事業形態によって事業部局以外の事業者との調整ということと、あと9ページの方策のところでも1つ目の〇の5行目でございますけれども、条件が整う場合には国、都道府県、市町村等の建築物を一体的に整備することなどが求められる場合もあるというようなことも想定してございますが、もう少し具体化するよう検討します。

【委員】 複合化するときには、どうしたらいいのだろうという人がパッとわかるように何か記載があるとよいと思います。

【国土交通省】 わかりました。

【委員】 改修工事の場合は、複合化する場合は、と分けて書いて、これまでとはちょっと違うことを考えなければいけない。違う役割なのだということがアピールできている方がいいと思います。

【国土交通省】 そこは明示的になるように工夫したいと思います。ご意見をいただいて充実させていきたいと思います。

【委員】 スクラップアンドビルド・新築ではなく修繕・コンバージョンであったり、単機能ではなく他施設・多用途との複合化である、等が増えていくこと前提とすることが

必要かと考えます。具体的には、「はじめに」の中にそのようなニュアンスが加筆できれば、担当者が詳しく読んでみようという気持ちになると思います。

また、公共建築は本来は、地域の中で魅力的な機能を持ち、本質的によいデザインで、住民や利用者に親しまれる建築のはずで、それらをつくる仕事に携わることは建築関係者として夢のある仕事だと思っています。答申骨子の本日の現案は、必要なことはほぼ含まれていると評価します。が、リスク回避のための手堅い内容が主体なので、さらに担当者のためにインセンティブになるような、将来よりよい建築を後世に残すためのニュアンスを含めてもよいと感じました。

【国土交通省】　そこは民間の発注者もそういうことを気にされている方もいらっしゃると思いますけれども、公共はそれが主な役割だと思っています。この答申骨子（素案）では政策という用語で書いていますが、ご指摘いただいているように、この政策という言葉からそういうことをイメージしにくいので、もっと具体的に例示したりして少し補強するようにしたいと思います。

【委員】　私が所属する大学キャンパスでも、新築ではなく修繕工事が多くなる傾向にあります。今、関わっているものと、レクチャーホールを事業所内保育園、兼、立地自治体の認可保育園に整備する案件があります。そこでは、発注者と受注者の打ち合わせが進むにつれ、発注書に記載があるかないか、より安価に安価にと、同様の現場では仕方ないことですが、よりよい建築、という観点が置いていかれがちな状況、というのが課題の一つだと思っています。

【国土交通省】　ここにも十分に書き込めていないのですけれども、逆に公共発注というのは企画段階で枠が決まってしまう。その段階で、今、先生のお話であれば枠をもう少し広げておくとか、そういうことが必要かというふうに理解するのですけれども、そうではなくて途中段階でもどんどん変えていかないといけないということでしょうか。

【委員】　いいえ。現場では結局、施工が進むに連れ、発注者と受注者等の間で、発注書に記載があったなかった、材料や仕様はの方が安価かどうか、等とギスギスしてくることが通常であり、本来の、いい建築をつくるという目的そのものを見失いがちです。ですので、公共建築の本来の役割、地域の中で長期間生き続け、後世に残るいい建築であること、を振り返って再認識できる部分が答申の中に少しでも必要かと考えた次第です。

【部会長】　よろしいでしょうか。

【国土交通省】　はい。わかりました。

【部会長】 私から少し細かい点で申し訳ないですが、2ページ、1.の一番下の○ですが、公共が主体的に行う事業であるというところで、最終、究極的には国民にとって意味のある建築物になるということ意識すべきということ、もう少し言うと国民に対して説明できる空間にしてほしいという、そういう表現があっても良いような気がします。

【国土交通省】 はい。わかりました。

【部会長】 それから、4ページ2つ目の○ですけれども、2行目、「契約条件」ではなくて、これは正確には「契約内容」ですね。ここのフレーズは法的にかなり重要だと思っ  
ていまして、下から3行目、「留意する必要がある」の後に、実は「設計者も発注者から示  
されない発注条件を設計に盛り込むことはできない」というのが要ります。だから発注者  
の役割なんです。このまま読むと、だったら請負にして全部一式、依頼すれば何とかなる  
だろうと発注者が思う可能性もあると思いますので、これを入れておいていただきたいと  
思います。

【国土交通省】 はい。わかりました。

【部会長】 それから、4ページの3つ目の○の4行目、「出来るだけ明確かつ適切で相  
互矛盾がないように精査・総合調整する必要がある。」という部分ですが、これはすごくい  
いし、最後、酌み取るよう努めるのですが、これほどまで書けるかわかりませんが、私  
の感覚で言うと、設計の定量化の段階まで関与してほしい。例えば、静かな空間にしてほ  
しいという発注者の要求に対し設計者がこういうのはどうですか、このデシベルはどうで  
すかというのに対し、発注者が設計者に任せるよということでは何にもならないんですね。  
だから、やっぱり定量化の段階まで関与することが発注者本来の役割であり、技術力が不  
足する場合にはCM方式や支援機関の助けを得ましようよという技術対話にもつながる話  
です。

【国土交通省】 わかりました。

【部会長】 それから、5ページの下から4つ目の○の2行目、「発注者は、必要となる  
事前調査（地盤調査等）を適切な費用で行い」という部分について、ちょっと表現ぶり  
を変えていただいた方がいいかもしれない。先ほど出ているように事前調査は、追加試験  
などが必要となることがあるという話がある中で、事前調査を適切な費用で行うという  
と、費用が少ないときは少ないなりの事前調査と読めてしまう可能性がある  
ので、むしろ逆に、必要な事前調査には必要な費用をかけるべきということが  
わかるような書きぶりをしていただいた方がいいと思います。

【国土交通省】 はい。

【部会長】 それから、7ページの3)の5つ目の○、「発注者は、事前調査が不十分等の理由により設計図書に明示された施工条件と工事現場の状態とが一致しない」という部分ですが、まず、これは工事段階での役割ではなくて設計の段階ではないかと思うのですけれども。つまり、できるかぎり避けなければならない。そのためにはどうするのかという調査密度を上げたり設計密度を上げなくてははいけません。だから、工事段階での役割では、既に遅くて、できるだけ避けましょうといっても、工事段階ではもう不一致は避けられません。これを避けるためには設計の段階の問題にもっていった方がいいだろうと思います。この設計密度を上げるというのは、実は手戻りをなくすため、生産性を上げるためにかなり効果的だと思っています。設計密度を上げるということに関して、どこかで触られるのであれば、差し障りのない範囲で結構ですけれども、入れていただければと思っています。

【国土交通省】 はい。

【部会長】 私からは以上です。ほかによろしいですか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。官公庁施設部会の今後の審議スケジュール(案)について事務局からご説明をお願いします。

【国土交通省】 資料4をご覧ください。A4縦の1枚紙のものでございます。年内にあと2回、部会でのご審議をお願いし、次回11月の部会では答申の素案、12月の部会では答申の取りまとめに関するご審議をお願いしたいと考えております。年末へ向けてご多忙の時期となり大変恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

この点に関して何かご質問、ご意見はないですか。ありがとうございます。

それでは、最後の議題に移りたいと思います。事後評価の事例について、今回、説明される経緯も含めて事務局からご説明をお願いします。

【国土交通省】 資料5をご覧ください。前回、第20回の官公庁施設部会におきまして3件の新規採択時評価をご審議いただいたところです。その際に、〇〇委員よりご指摘いただいた部分についてご説明をいたします。

1ページをご覧ください。施策に基づく付加機能B2の評価における環境保全性の評価につきましても、表のとおり、蓄電池ですとか緑化対策など実施予定の施策の数で評価し

ております。前回、〇〇委員からは、施策の数で評価するのではなく、環境性能を定量的に評価できる省エネ基準、BELS、CASBEEなどの目標値を新規採択時に設定することによりまして、実際に建物が完成したときの環境性能を担保することができないかというご指摘を受けております。

ご指摘の定量的な環境性能につきましては、別に定める省庁統一基準でございます官庁施設の環境保全性基準によって目標が定まっております。平成25年に改定された省エネ基準に基づき、建築物の一次エネルギー消費量について、2,000平米以上の建築物においては法律よりも1割程度厳しい誘導基準というものに適合すること、その他の建物においては、法が定める省エネ基準に適合することを目標と規定しております。

なお、現行の環境保全性基準は平成26年3月以前に着工した工事には適用されませんので、この時点で既に完成済みまたは着工済みの建築物については、それ以前の目標が適用されるということになっております。以前の環境性能の目標につきましては、最後のページに参考を添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、環境性能については、2ページのとおり事業評価の仕組みの中で完成後にチェックされる仕組みとなっております。本部会の委員の皆様には、新規事業採択時評価をご審議いただいておりますが、事業途中に行います再評価と完成後に行います事後評価につきましては別の有識者委員会にて、地方整備局等ごとに審議されております。このうち事後評価におきまして、完成後の建物が環境保全性の目標値を満たしているかどうかのチェックを行っております。

3ページをご覧ください。完成後の事後評価のフローになっております。新規採択時評価と同じく事業計画の必要性、合理性、効果について100点以上であることを確認するほか、環境性能につきましてはCASBEEの評価などによって補足的に効果を確認することになってございます。

4ページは事業計画の必要性、合理性、効果についての評価概要です。

平成27年度に実施しました全国の官庁営繕事業における事後評価案件は、横須賀地方合同庁舎1件のみでございました。平成24年度に完成している案件ですので、先ほどの環境保全性の基準は旧基準のほうが適用されております。今回はこの1件について、実際の事後評価結果がどのようになっているかというのをご説明したいと思います。

6ページからは関東地方整備局で昨年度行われました事後評価資料を抜粋したものになっております。7ページ、8ページをご覧ください。横須賀地方合同庁舎の概要を示して

おります。8ページのとおり、6官署が入居しており地上7階地下1階建て、延べ床面積9,806平米、このような庁舎となっております。

9ページ以降は、事業計画の効果のうち、事後評価時点におけるB2評価を抜粋したものです。ここで環境保全性の評価を実施し、A評価となっております。本案件では全ての項目で新規採択時の評価と同じか、それ以上の評価となっていることを確認しております。

12ページをご覧ください。環境保全性の評価でございますが、まず、施策の適用数でルールどおりA、B、C評価というのをしております。本案件につきましては、新規採択時には3つ採用する方針でございましたが、照明制御について実際には追加して取り組んでおりまして、結果的に4つの環境施策を導入したということで、当初、B評価だったものからA評価に上がっているということになっております。下の写真は、それぞれの環境施策の整備状況を示しております。

次に13ページをご覧ください。ここではCASBEEによる評価を行っております。BEE値が2.7、CASBEEの評価がAランクで大変よいという評価になっております。当時の基準による目標値であるBEE値としましては1.5以上というのを定めております。また、CASBEEの評価としてはBプラス以上というものを掲げており、それぞれ満たしているということを確認しております。また、ここには書かれておりませんが、この計算の過程で算出されますPAL、CECという環境指標につきましても、旧省エネ基準の努力指針というものを満たしており、目標を達成していることを確認しております。

14ページ以降、その他の項目についても同様に達成状況を確認し、最後の18ページにおいて、事業の効果も十分発現していると判断し、再度の事後評価、改善措置は不要と結論づけ、当時の有識者の皆様にご確認いただいたということになっております。なお、本日、〇〇委員はご欠席されておりますが、事前にご説明に伺い、事後評価の方法については了解、誘導基準を満たしているのは非常に優秀ですねというコメントをいただいております。

以上で完成後の事後評価についての説明を終わります。

**【部会長】** ありがとうございます。

それでは、この点に関するご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。確認ですが、1ページに定める環境保全性の基準の目標は、今回追加したということですか。

**【国土交通省】** 今回、変更したものではありません。以前、〇〇委員のご指摘を受け

て、平成26年度に改正してこのような表現になっております。

【部会長】 今回新たに変えているわけではないですね。

【国土交通省】 そうです。

【部会長】 結構です。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。それでは、本日の議題は全て終了しました。進行は事務局のほうにお返しします。

【国土交通省】 熱心なご議論、また、貴重なご意見もいただき、ありがとうございました。閉会に当たりまして、〇〇から一言お礼のご挨拶を申し上げます。

【国土交通省】 本日は、ありがとうございました。先ほど、繰り返しになりますけれども、〇〇先生から決意は何なのだということ、ご発言がありましたけれども、私たちとしては、究極は、適切な品質の公共建築を日本につくっていく。その一翼を担わなければならないということでもあります。ともすれば設計者とか施工者の皆さんが頑張ればいいのだというような風潮もある中で、発注者もしっかり役割を果たして三者で協力しながらやっていくべきだと思っているわけでございまして、ただ、そういうことが世の中にはなかなか伝わりにくかったということもあって、具体的に書き下していただくようなことを今回お願いしているわけでございます。今日、委員の皆様方からいろいろなご意見をいただきましたように、まだ十分私たちとして思いが至っていないところが多々あります。今後ともご指摘をいただきましたら、できる限りその表現については盛り込むように努めていきたいと思っておりますので、引き続きのご指導、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【国土交通省】 事務局のほうから、恐縮です。事務的な連絡を3点申し上げます。1点目でございます。この諮問に係る、次回、3回目の審議につきましては、現時点では1月25日の金曜日、10時からを予定しておりますが、マスコミ公表も含めまして詳細は改めて先生方にも事務局からご連絡をさせていただきたいと思っております。

2点目でございます。4回目の日程調整につきましては、恐縮です。お手元にこういった日程調整の紙というのも一応、今お配りさせていただいております。当然、事務局から別途メールでもお送りさせて照会もいたしますが、もし、本日ご記入が可能でございましたら、事務局に後ほどお渡しいただければありがたいと思っております。日程調整については、また事務局からご連絡させていただきます。次々回、4回目ということでございます。

3点目、最後でございます。本日の資料につきまして、もしテーブルに置いていただければ、後日、事務局から別途、研究室なり送付いたします。

以上をもちまして、第21回官公庁施設部会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —